

市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度要綱

平成 23 年 10 月 20 日 制 定
平成 25 年 6 月 3 日 一部改正
平成 30 年 4 月 2 日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、市町が行う公共土木施設災害復旧事業の事務処理を迅速かつ円滑に遂行するため、公共土木施設災害に関する実務経験を有するOB等民間人へ支援を求める市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度（以下：「災害支援者登録制度」という。）について、支援者の要件、制度の手続、支援内容及びその適正な履行を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 市町公共土木施設災害復旧支援者（以下：「支援者」という。）

公共土木施設の整備、維持及び管理に関する専門的な知識を有し、かつ官公庁又は民間のコンサルタント等において、公共土木施設災害に関する事務処理の実務経験を有するもので、市町が行う公共土木施設災害復旧事業に関する支援者として登録された者をいう。

(2) 公共土木施設

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年 3 月 31 日法律第 97 号）第 3 条に規定する公共土木施設で、市町が管理する施設をいう。

(3) 公共土木施設災害に関する事務処理

被災直後から発生する現地調査、災害報告、国庫負担申請、災害査定、工事実施、検査及び工事費の精算までの事務をいう。

(4) 官公庁及び民間のコンサルタント等

官公庁とは、国、県、市町及びこれに準ずる団体等をいう。

また、民間のコンサルタントとは、公共土木施設の整備、維持及び管理にあたり、測量又は設計等を官公庁から受託し完了させた実績のあるコンサルタントをいう。

(市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度要綱の適用)

第3条 この要綱は、（一社）広島県土木協会市町部課長調整会議において必要な事項を定め、この制度を運用する市町に適用するものとする。

(市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度事務局)

第4条 災害支援者登録制度の事務を円滑に行うため、市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度事務局（以下：「事務局」という。）を（一社）広島県土木協会内に設置する。

2 事務局は、市町公共土木施設災害復旧支援者登録制度事務処理要領（以下：「事務処理要領」という。）に基づき、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 災害支援者登録制度の広報及び募集（広島県と連携）
- (2) 登録申請書の受付・確認
- (3) 支援者への登録通知及び市町支援者台帳の管理
- (4) 支援者に対する研修の実施
- (5) 市町（広島県）への支援者情報の提供

- (6) 支援依頼市町と支援者との連絡調整
- (7) 支援者の「ボランティア活動保険」への加入手続き（ボランティア支援のみ対象）
- (8) その他支援者の活動に必要な事項の処理

（支援者の要件）

第5条 支援者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 公共土木施設の整備、維持及び管理に関する専門的な知識を有し、かつ官公庁又は民間のコンサルタント等において、公共土木施設災害に関する実務経験を有すること。
- (2) 支援依頼があった場合、迅速に支援業務ができる者であること。
- (3) 支援期間中は、民間の会社等と雇用関係にある場合はボランティア対応が可能なこと。
- (4) 登録申請（更新）する年度の4月2日時点での年齢が70才未満であること。
（登録期間は年度終了の3月31日時点で70才以下とする。）

（支援者の登録）

第6条 前条の要件を満たし、支援者として登録を希望する者は、所定の様式により、事務局に申請を行うものとする。

また、登録の更新又は取消し等を申請する場合も同様とする。

- 2 事務局は、前項の規定により申請があった場合には、速やかに内容の確認等を行うものとする。
- 3 事務局は、第2項により適当であると認められた場合は、市町支援者台帳に登録、登録の更新又は取消し等を行うとともに、登録、登録の更新又は取消し等を行った旨を支援者へ通知するものとする。
- 4 支援者は、前項の規定により登録された内容に変更があった場合には、当該変更に係る事項を、事務局に届け出なければならない。
- 5 事務局は、前項の規定により支援者から、登録の変更又は取消しの依頼があった場合には、市町支援者台帳の支援者の内容を変更又は抹消する。

（登録の期間）

第7条 前条3項の規定により登録を受けた支援者が災害支援者登録制度に基づき業務できる期間は、登録を受けた年度から原則3年間とする。但し、年度が終了する3月31日時点で70才以下とする。

- 2 前項の期間の満了後に引き続き登録の更新を希望する場合は、期間が満了する年度の2月末までに、前条第1項の規定により申請をしなければならない。

（支援者の支援内容）

第8条 支援者は、支援を希望した市町から支援依頼があった場合には、市町が管理する公共土木施設における災害発生から査定、及び工事実施から竣工までの事務のうち、市町が求める災害復旧事務を行う。ただし、ボランティア支援の支援内容は、主に災害報告のための被災状況調査及び復旧工法に関する技術的助言を行う。

（支援者に対する支援）

第9条 事務局は、支援者に対して、次の各号に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 災害支援者登録制度に関する情報提供
- (2) 災害復旧事務に関する研修
- (3) 防災に関する情報提供

(4) その他災害支援活動にあたって必要となる事項

(支援者への依頼)

第10条 市町は、支援者に支援を依頼する場合は、市町支援者台帳から適任と思われる支援者を人選し、支援区分（雇用又はボランティア支援）、支援期間、支援場所及び賃金等を付して依頼するものとする。

(賃金等)

第11条 支援者を雇用する市町は、市町で定める臨時的任用職員の賃金規定等に基づき賃金等を負担するものとする。

2 事務局は、第9条（2）に参加する支援者に対し、必要な旅費を支給するものとする。

(その他)

第12条 その他、この要綱の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年10月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 6月 3日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 2日から施行する。